

建設委員会会議録

平成20年2月22日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：52

○ 委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。「議案第7号 市道路線の廃止」及び「議案第8号 市道路線の認定」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案書15ページをお願い致します。議案第7号 市道路線の廃止について説明致します。道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回廃止する路線は、明星寺川河川改修工事、国道201号バイパス整備に伴う認定替によるもので合計6路線、延長8,636.8mでございます。議案書16ページをお願い致します。明細表の左端に記載しております番号1番の路線が、明星寺川河川改修工事に伴うもので、番号2番から6番の路線が国道201号バイパス整備に伴う認定替でございます。路線箇所は17ページから21ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

次に、議案書22ページをお願い致します。議案第8号 市道路線の認定について説明致します。道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、明星寺川河川改修、国道201号バイパス整備に伴う、認定替・取付け道路の移管、また、開発に伴う新規認定で合計24路線で、延長9,434.7mでございます。議案書の23ページをお願い致します。明細書の左端に記載しております番号1番の路線が、明星寺川河川改修に伴う認定替、番号5番から12番、16番から24番の路線が、国道201号バイパス整備に伴う認定替で、うち、番号5, 6, 8, 20, 21番が取付け道路の移管による新規認定、番号2番から4番、番号13番から15番の路線が開発に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は、25ページから41ページに記載しております。以上、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第7号 市道路線の廃止」及び「議案第8号 市道路線の認定」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「準都市計画区域の指定について」報告を求めます。

○ 都市計画課長

おはようございます。福岡県におきまして、3月31日に区域指定することが決定しました

「準都市計画区域」の指定につきまして、ご報告をいたします。お手元に配布しております福岡県作成の準都市計画区域の概要チラシと、本市の準都市計画区域指定地域の図面を用いまして、説明をいたします。

まず、本市における準都市計画区域の名称は、飯塚準都市計画区域と申しまして、都市計画法第5条の2の規定に基づき、県知事がこの区域指定を決定いたします。

この区域の指定及び施行日ですが、県では都市計画区域外の地域を有します33市町村の区域指定を、平成20年3月31日に、同時に公告し、同日より施行する予定にしております。

次に、準都市計画区域を指定する理由でございますが、昨年11月末に全面改正されました都市計画法の趣旨であります「コンパクトな都市づくり」を実現する施策としまして、土地利用を整序し、また、環境を保全するための措置を講じ、都市的な土地利用が無秩序に進行することを防ぐために、同区域を指定するものでございます。

次に、本市の準都市計画区域の指定対象地域につきまして、ご説明をいたします。まず、本市の都市計画区域につきまして説明をいたします。本市の都市計画区域は、旧飯塚市の八木山地区周辺以外の地域、旧穂波町の竜王林道より市街地側の地域でございます。旧庄内町・旧穎田町につきましては、全域が都市計画区域に指定されておるところでございます。旧筑穂町につきましては、都市計画区域の指定がされていない状況でございます。

次に、準都市計画区域の指定対象地域の選定につきましては、県におきまして、現行の都市計画区域外の地域を対象に、他法令による土地利用規制、都市計画運用指針、並びに大規模集客施設の立地条件を考慮いたしまして、保安林・国有林などの森林地域や国道・県道に面していない地域などを除外した、国県道沿線などの平坦な地域を選定しまして、準都市計画区域指定案が作成されておりました。しかしながら、この案では当該地域が地番単位で示されていたため、非常に不明瞭で、市民からの対応に混乱を招く恐れがありましたので、小字単位、もしくは地形地物を境界とすることで、できるだけ明確に区域境界を設定するように変更するなどして、本市の準都市計画区域の指定対象地域を選定しております。

具体的には、お手元の資料の2枚目以降に、八木山地区及び筑穂地区の区域を図示しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

今回、準都市計画区域に指定する地域は、旧飯塚市の八木山地区の一部、旧筑穂町の阿恵、内野、北古賀、桑曲、大分、内住、平塚、馬敷、山口、及び弥山地区の各一部、並びに筑穂元吉、長尾地区の全部でございます。

次に、資料の1枚目の県作成の説明用チラシを用いまして、同区域指定に係る影響並びに効果につきましての説明をいたしますので、資料の1枚目をご参照くださいますようお願いいたします。

チラシの「3 そのために変わる事」の部分でございますが、準都市計画区域に指定されますと、都市計画法、及び建築基準法の集団規定が適用となります。

主な内容をご説明いたしますと、まず、都市計画法に関するものとしたしましては、これまで都市計画区域外でありました地域では、開発面積が1万㎡以上の開発行為につきましては、都市計画法に基づく開発許可が必要となっておりましたが、準都市計画区域に指定されますと、その対象面積が3,000㎡以上に引き下げられることになるわけでございます。

次に、建築基準法の集団規定に関するものとしたしましては、建築物を新築・増改築しようとする場合に、事前に建築確認申請の手続きが必要となるなどの影響があります。

また、一般に、接道要件と言っておりますが、建築物を建設する際には、その建築物の敷地が幅員4m以上の道路に2m以上接していなくては建設することができなくなります。建築物の敷地が幅員1.8m以上かつ4m未満で、特定行政庁が指定する道路に接する場合には、原則としまして、指定された道路の中心線から2mの敷地後退、いわゆるセットバックを行うことによりまして、建築が可能となるわけでございます。

次に、床面積の合計が1万㎡を超える劇場、映画館、店舗などの大規模集客施設が建築できなくなります。

また、建築物の敷地に対する大きさの割合であります建ぺい率、容積率が定められることとなります。本市の場合は建ぺい率70%、容積率200%となっております。この数値は県下でもっとも緩やかな数値となっております。

以上のような事項が、準都市計画区域に含まれますと発生してまいります。一方で、「2 準都市計画区域に指定することで」のところに記載されておりますが、準都市計画区域に指定することで、開発や建築の水準を一定に保つことができるようになり、無秩序な開発を防止しまして、良好な環境が保全されます。また、一定の幅員がある道路を確保することにより、消防車・救急車等の緊急車両の円滑な通行、災害時の避難経路等の安全安心なまちづくりや、都市機能を集約しましたコンパクトな都市づくりが進むといわれております。

最後に、市民への周知・広報でございますが、昨年10月に準都市計画区域の概要を記載しました折込チラシを、全世帯に配布するとともに、都市計画区域外の市民の方々には、この県作成のチラシを配布しております。

また、筑穂公民館、八木山地区の同窓会館、並びに飯塚総合会館の3会場におきまして、市民説明会を開催しまして、ご理解をいただいているところでございます。

今後は、3月号の市報及び市ホームページを通じまして、市民の方々に、この内容をお知らせしたいと考えております。以上で、準都市計画区域の指定に関する報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における交通事故について」2件の報告を求めます。

○ 土木管理課長

市道上における交通事故について報告いたします。本件事故は、平成20年1月17日木曜、午前11時50分ごろ、鯉田地内の市道愛宕3号線において、当事者が鯉田方面から川島方面にバイクで走行中、愛宕踏切を通過した直後、道路にできた陥没に前輪を落とし、転倒。その際、左手薬指を骨折したものでございます。この事故によります損害賠償につきましては、当事者と協議をしておりますが、現在治療中でございますので、完治した後示談いたしたいというふうに思っております。道路の点検また補修については、日ごろより迅速に対応しておりますけれども、さらなる気をつけてまいりたいというふうに思っております。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○ 颯田支所経済建設課長

市道上における交通事故についてご報告いたします。本件事故は平成20年1月29日火曜日午前9時30分頃、市内鹿毛馬地内の市道、御徳烏尾線におきまして当事者が鹿毛馬方向から筑豊緑地公園方向に車で走行中、烏尾橋付近のSカーブを通過する際、道路にできたポットホールに左前輪を落とし、タイヤ・ホイールを破損させたものでございます。なお、人身障がいございませんでした。この事故によります損害賠償につきましては、現在当事者と協議を行っており、示談の内容につきましては、本議会最終日におきましてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。道路の点検・補修につきましては日ごろより迅速に対応しているつもりでございますが、今後さらに気をつけてまいります。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「忠隈・平恒線道路補修工事で発生した死亡事故について」報告を求めます。

○ 土木建設課長

忠隈・平恒線道路補修工事で発生した死亡事故について報告いたします。資料を配布しておりますので、資料の参照をよろしくお願いたします。1 ページに報告書、2 ページに位置図を添付いたしております。位置といたしましては桂川町の町境の手前でございます。3 枚目に見取り図を添付しておりますので、ご参照よろしくお願いたします。飯塚市建設部土木建設課発注の忠隈・平恒線道路補修工事、請負人・有限会社シティ道路の現場内におきまして平成20年2月12日午後3時30分ごろ死亡事故が発生しました。工事内容につきましては、現道のアスファルト舗装版、及び路盤を掘削し、新たに上層路盤工、基層工、表層工を施工するものであります。事故発生時は車両片側通行規制を行い、基層工において敷き均したアスファルト合材をタイヤローラーにて転圧作業をしており、事故はタイヤローラーの運転手が後方をバックミラーにて確認いたしましたが、後方にてしゃがんで現場進捗状況の写真を撮影していた現場代理人に気づかず、背後よりタイヤローラーに巻き込んでしまい、死亡にいたったものでございます。この事故は道路補修行為を請け負った有限会社シティ道路が安全管理を怠ったのが原因で、市といたしましては、このような事故を二度と起こさないよう注意し、今後とも工事全般にわたって請け負い業者に対し安全管理の指導をするともに、市職員には労働災害の認識を高めて監督管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 西委員

これは、市には責任は何もないとですかね。お尋ねします。

○ 土木建設課長

市には責任はありません。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について(2件)」及び「公営企業経営健全化計画について」報告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は、「目尾汚水中継ポンプ場新設(電気)工事」外1件の工事でございます。入札執行状況につきましては、それぞれ業者選考委員会において、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から、当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない業者を選考のうえ指名いたしまして、入札を行っております。資料1ページの「目尾汚水中継ポンプ場新設(電気)工事」は、電気工事でございます。1月28日に入札を行い、その結果は、予定価格8,818万3,200円に対しまして、落札額7,495万5,300円、落札率84.99%で、「沖ウィンテック 株式会社」が落札しております。次に、2ページの「目尾汚水中継ポンプ場新設(機械)工事」は、機械器具設置工事でございます。1月28日に入札を行い、その結果は、予定価格1億2,885万4,950円に対しまして、落札額は1億952万6,550円、落札率84.99%で、「株式会社 石垣」が落札しております。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

続きまして、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画について報告いたします。総務大臣より公的資金補償金免除繰上償還を承認する旨の通知受けましたことにより

まして、公営企業経営健全化計画を建設委員会に報告するものであります。これは高金利の政府資金の繰上償還の制度であります。

資料の繰上償還額・利子軽減見込額一覧を御願いたします。繰上償還額といたしましては、借入先、旧資金運用部で、平成19年度償還につきましては、上水道、1億3,949万円、下水道、3億2,602万4,000円、計4億6,551万4,000円、平成20年度償還につきましては、上水道、3億9,773万2,000円、下水道、4億1,905万3,000円、計8億1,678万5,000円、平成21年度償還につきましては、下水道、3億7,894万6千円、総計、16億6,124万5,000円であります。

公営企業金融公庫につきましては、平成19年度償還で、上水道、1億6,541万3,000円、下水道、1億9,663万2,000円、計3億6,204万5,000円、平成20年度償還につきましては、上水道、1,547万5,000円、下水道、2億443万5,000円、計2億1,991万円、総計、5億8,195万5,000円でございます。簡保資金につきましては、平成21年度償還で、下水道2億7,071万円であります。従いまして、下段の表に示しておりますように、上水道につきましては、7億1,811万円を繰上償還し、それに伴う利子軽減効果額は、2億6,127万3,000円であります。また、下水道につきましては、17億9,580万円を低利に借り換えを致しまして、利子軽減効果額3億6,482万5,000円を見込んでおります。よって、上下水道合わせまして、3年間で合計25億1,391万円の繰上償還を行い、6億2,609万8,000円の効果を見込んでおります。上水道、下水道の健全化計画書、免除繰上償還等実施要綱及び承認通知書を添付しております。以上簡単ですが、公的資金保障金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画について、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市污水处理基本構想について」報告を求めます。

○ 上下水道部下水道課長

飯塚市污水处理基本構想について報告いたします。本基本構想は、平成15年度に福岡県污水处理構想の策定に沿い、旧市町での污水处理基本構想を策定済みでありましたが、合併後の新しい飯塚市の地形的、社会的特性を考慮するとともに、合理的で効果的かつ均衡ある整備をめざし、各種污水处理方法の中から既存の公共下水道施設等の有効利用を十分考慮し、地域ごとに最も適した整備構想を策定したものでございます。污水处理方法としましては、集合処理と個別処理に区分され、集合処理の中には公共下水道事業・農業集落排水事業・コミュニティプラント事業等があります。本市の整備構想としましては、主に集合処理では公共下水道事業・農業集落排水事業を、個別処理では合併処理浄化槽事業を計画し策定したものでございます。お手元に配布しております、飯塚市污水处理基本構想の概要版にて説明をさせていただきますが、資料の説明に入らせていただく前に、表や図面の文字が一部細かく見えにくい部分があることをお詫びいたします。別途に図面を用意しておりますので、それと併せて説明いたします。

概要版の1ページをお願いいたします。污水处理構想策定の目的は、冒頭に説明したとおりでございます。対象区域としましては本市の行政区域全域2万1,413ha、計画目標年度を20年後の平成38年としております。

2ページをお願いいたします。計画人口は、第一次飯塚市総合計画の平成28年で、13万人を基に、コーホート要因法による推計値を平成38年で、12万人と設定しております。

3ページをお願いいたします。汚水量原単位と污水处理構想の策定方法でございます。汚水量原単位(使用量)につきましては、近年の渇水により節水意識が強まり、使用水量が減少しておりますので、1日最大1人当たり560リットルと設定しております。

汚水処理構想の策定方法は、「福岡県汚水処理構想策定マニュアル(案)」に基づき策定したものです。

4 ページをお願いいたします。集合及び個別処理区域の設定を選択する際の基準を示しております。

5 ページから 9 ページは整備手法の選定で、公共下水道事業・農業集落排水事業・コミュニティプラント事業・合併処理浄化槽事業等の、説明及び利点と欠点を掲載しております。

10 ページをお願いいたします。飯塚市汚水処理基本構想図でございます。9 ページの表とあわせて説明いたします。事業名の公共下水道の備考欄に記載しております、既設計画区域は赤色でございます。今回公共下水道に追加する区域は青色でございます。飯塚①②は庄司地区の一部です。③につきましては大日寺地区の一部でございます。④は鯉田地区の一部です。⑤は下三緒地区の一部です。穂波①は枝国二区三区地区の一部です。②については堀池・忠隈・秋松地区の一部です。庄内①は有井地区の一部です。②は仁保・多田・関の台地区の一部です。最後に、穎田①②はロノ春の一部です。③④は佐與の一部です。事業名の農業集落排水区域は緑色で、内野地区については整備済でございます。事業名のコミュニティプラント区域は、だいたい色で整備済でございます。旧穎田地区と旧筑穂地区でございます。上記以外は個別処理区域でございます。

11 ページをお願いいたします。整備スケジュールでございます。

12 ページをお願いいたします。基本構想のまとめでございます。

13 ページから 14 ページは公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業の年次別財政計画予定表でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

何点かお聞きしたいと思いますが、ひょっとしたら論点がずれておるといようなことになったらご指摘をいただきたいと思います。この処理構想でございますが、目標年度が平成38年となっております。いずれにしても長期的計画に基づいて実施される中身というか、汚水の処理だと思えます。それで、本来この平成15年に県の汚水処理構想があつて、そのときにもうすでに策定をされておつたが、その後合併となつたので改めて新・飯塚市の汚水処理構想が立てられたと、このようなお話でございます。この汚水処理構想に基づく汚水処理計画とか、通常で言う基本構想があつて、基本計画を立てられて、実施計画を立てられてといような通常、このようなイメージを抱くんですが、この汚水処理構想というのは次に汚水処理の基本計画なるものという方向に進化していくのかどうか、そのてんまず聞かせていただけますか。

○ 下水道課長

公共下水道といたしましては、5 年計画を立てまして、計画、汚水処理構想に準じて整備をしていきたいと思っております。

○ 人見委員

ここは、公共下水道課しか入っていないんですね。この汚水処理構想はし尿だとか浄化槽の処理も含めた構想になっておるわけですね。そのあたりの連絡調整というか、協議というのは一つはなされてきたのか、ということがまた出てくるのかなといような機がするんですけども、他の部分、公共下水道以外の部分では何か公共下水道のいまの5 年計画の話が出ていましたが、他の処理形態については何がしかの計画というのは出てくるんですか、今後。所管が違うから関係ないといわれるのか、どうなんですか。

○ 下水道課長

基本構想に先立ちまして関係各課の課長さんに入らせていただきまして検討委員会を重ねてまいったわけでございます。その中で公共下水道、農業集落排水、環境整備の合併浄化槽という

手法になるかと思うんですが、そこそこにつきましては、課で3ヵ年なり5ヵ年ということでお願いしております。

○ 人見委員

そのあたりになると、いままさに確認ができないわけなんですけど、本格的に本当にそういう意味では例えば小型の合併処理浄化槽の普及を今までの普及率からすると、向こう平成38年に向かって25年ぐらいから目標年次として倍ぐらいの普及を図っていきたくとかそういうことによってこうだとか、ちゅうような計画があつたりするのかとか勝手に思ったりするわけです。と同時にその市内における公共下水道他のし尿、合併浄化槽との協議はなされたというような話でございました。これからすると、その公共下水道と浄化槽、し尿処理と汚水処理にあたってはコミュニティプラントだとか集落排水、これも基本的には浄化槽ですよ。そうやってみると、処理形態が違うわけです。処理形態が違って、処理場の存在、あり方も違うと思うんですね。公共下水道は少なくとも飯塚市の話ですね。これでいいですね。し尿、浄化槽、このあたりの処理についてはどこどこにありますか、処理場は。飯塚市が持ち込む処理場というのは。

○ 下水道課長

旧飯塚市では終末処理場の横にし尿施設があります。それから旧穂波・筑穂・桂川町につきましてはバイパスの先のヤマダ電機ができておりますが、その裏手にあります。それから、旧穎田・庄内・稲築につきましては庄内に1軒、その3軒がございます。

○ 人見委員

旧飯塚市の終末処理場の横のし尿処理場については旧飯塚市の処理場であるだろうと思うんです。穂波にある処理場は1市1町、桂川町が絡んでいますね。それから旧稲築にあるぶんは嘉麻市が共同ですよ、それから小竹町もそうですよね。この構想の中ではその処理場の処理能力だとか言うのがいっさい書き込まれてないんですね。現在の処理能力で平成38年度に向かっては一切支障は出てこない。ようするにオーバーするようなことはないんだというようなことなのかということすらもこれじゃわからないんですが、そんなものなんですか、その構想というのは。この構想案というのは、県に出されるわけでしょう。この程度のものでいいんですか。

○ 下水道課長

この汚水処理構想につきましてはそこまでの検討はいたしておりません。いまの集合処理、個別処理がどこで区分できるのかということと集合処理の中には先ほど言いましたように公共下水道と農業集落排水それからコミュニティプラントがありますという区分のわけ方でしかしてないということです。

○ 人見委員

私なんかは少なくともそうした共同処理をやっている以上は当然のことながら何がしか横の連携だとか協議だとかいうことがあって、処理能力が決まっているわけですから。その範ちゅうの中でしかこうした構想なるものとうのはできないし、構想ですから、ある意味では趣味レートするわけですね、描くわけですよ。人口規模がどうだとか。そうしてみると人口規模なんちいうのは向こう何十年か経っていま13万3千何がしかの新・飯塚市の人口であっても、これは減りますよというシミュレーションしかないわけです。増えるというシミュレーションはないわけです。だから、そういう意味では許容の範囲とか能力を超えるそうした人口流入というのは考えられないというのも一応の推測はつくんですよ。ただし、一面また大きな穂波のジャスコみたいなああいう大型のショッピングモールだとか何だとかがドーンといくつか出てきてですね、そしてそこが聞けばジャスコが5000人槽とかいう話です。とてつもなく大きな槽なんですね。こういうのがドンドンとでてくるような話になっちゃうとどうなんだろうとか人口は確かに減るけれども。だけど飯塚市としては観光人口を多くしようとかいろいろ

ろ一方でやっているわけですね。そしたら、好評だから好評ですとってしまえばいいのかなちゆう気もするんですが、どうなんですか、そのあたりの必要性というのは本来にあるのかないのか、そして穂波の処理場も1市1町、そして今でも一部事務組合なんですね。運営は一部事務組合がやっているわけですよ。そこで日々行われている処理の現状というかそうしたことも当然のことながらしっかりと了知して周知して、そして協議が重ねられていかなければならないのではないかという構想とはひょっとしたら一覽違う事業の話に僕はなっているのかもしれないんですが、そのあたり、さりとて必要なだろうと。私なんかは思うんですが、どうなんですかね。

○ 上下水道部長

ご指摘のとおりそのあたりの検討は先ほど課長が申しましたとおり検討はしておりません。確かに言われますように公共下水道は終末処理場で浄化した水を放流するということではあります。あといわれます合併処理浄化槽それからコミュニティプラント、農業集落についてはそういう形で浄化した後の汚泥の処理については飯塚市の場合環境センターあたりでの処理が当然出てきますので、さっき言われましたようにそれぞれの最終的な処理場での処分が必要となってきますので、そのあたりの容量あたりは今後施設のあり方等統合あたりも検討が必要な形は当然出てくると思いますので、関係各課につきましては汚泥の処理がどのぐらい出るものか、将来的にどういう公共施設、一部事務組合、そこでの施設の容量あたりを検討して将来の施設の統廃合を含めてその汚泥の最終的な処理場での収集先の検討をするように今後していきたいと思います。

○ 人見委員

長々とするつもりもないんですが、私がたまさか一部事務組合の議会に席を置かせてもらうようになったんで、今回もたずねたんです。飯塚市もこういうふうなものが出るそうですが、お聞きですかと言うたらあそこの処理場はまったく知りませんと、聞いておりませんという話でありました。それから副組合長が桂川の町長でしたので、副組合長、こういうふうな話ご存知ですか、と言うたらまったく聞いておりませんと。今こうやって見ると桂川町も平成15年に出しているわけですよ。だから、そういう構想があることそのものは知っているはずでしょうし、聞けばなるほど、という事態にはいくんだろうとは思うんです。私は別の観点から聞いたんです。先ほど言ったような共同して処理を行っているエリアだから少なからず関連性が出てくるだろうと。こういうふうなことが一つ。旧稲築にある処理場についても同じことです。なおさらのことながら、老婆心ながらじゃないけれども、組合の中で改めてわかることは、清掃工場のあり方だってどうなんだという話も出てくるわけですよ。将来にわたってですよ。平成38年ですよ。平成38年までです。対外耐用年数来ますわ、施設の。そのときに同じやつをまたぞろ旧2市8町時代と同じようにまたぞろ同じやつを作るんかとか。この汚水処理の中であっても同じような施設をまたぞろ作るんか。そのときに必ずい言うたら桂川町や嘉麻市と協議していかなければならないんですよ。現実合併して言ったらなんですよ、そうした一部組合の負担金、これは合併前からわかっていたことですよ、けどなおさらながら合併して2年3年と経つ中ではやっぱり本当に飯塚市にもってきてもろたらいいがなとか、いまあるその中でやられたら負担金へっていいがなとか、こんな話にもまたなあっていってしまうんです。そういう意味での構想ですから、まさにそうした意味でも連携をしっかりとやっていくべきだろうと。それと運営を任されている組合の現場現実の運転のありようというのもしっかりとおさえていく必要があるだろうと。これがなんだか本当に密に連携がなされて作られておるといふ話であればもっと現実味があつて議論がかみ合っていくんだろうと思うんです。構想ですからまだ良しとしたいとは思うんですけれど、ぜひそのあたりの連携をどうこのようにとっていったらいいか。一部組合での組合長、飯塚市長の見解では常にそうした協議は行っておるといふ答弁もいただいております。それは首長さんのレベルの話かも知れない。だけど現実こう

やって構想を練っていく現場の中での協議というのが基本的になされていかなければならないと思います。それともう一点。汚水処理というのは日々の私たちの生活です。誰人だりとも不可欠なものです。その処理に係るそうした費用だとかコスト、このあたりの面から一つ考えてみると、常に消費者である市民の思い・意見と、それと、固有事務である市町村の義務と責任あわせてその固有事務を委託している業者の方々のこの消費者と行政との間における業者としての責任や義務、このあたりの3者のきちんとした話というのも一面大事なんだろうと思うんです。そこに不公平感やもろもろが出てきたら何にもならないし、不平不満が出てきたら何にもならない。このあたりをあえて申し添えておきたいと思います。横の連携というかそういう自治体間、組合も含めた、その中に業者の方々の知恵も必要になってくるのかもしれない。協力も必要になってくるのかもしれない。一方で市民と行政と固有事務を委託を受けている方々、この方々との3者のきちんとした協議というかお互いの役割分担というかそうしたことが常に考えてもらって進めていただければならないと思うんですが、最後、私がこのようにべらべら言っていますが、そこまで私のほうが担うんですかというような思いにもなるかと思うんですが、そのことは抜きにしても客観的に考えて私が言っていることがそぐわないのか、そんな話じゃありませんというような話で今後どのような方向性が見出されていくべきなのか、そのあたりについて見解をよろしかったら聞かせていただけないですか。

○ 上下水道部長

委員ご指摘のとおり住民負担につきましては公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水事業、コミュプラ事業とそれぞれ維持管理にかかる経費が違うもので、別々の利用料金というか住民負担を求めているのが現状でございます。この件につきましては、それぞれ縦割り行政というか所管課が違うものでなかなか協議する場が少なかったわけでございますが、議員からご指摘のございましてそれ以降、関係各課とも今後連携をとりながらさっき言いました住民のみならず業者との関係もございまして。そういう形を含めまして汚水処理ということは上下水道局が主体になって事務局あたりを今までとってきておりますので、上下水道局はそういう形の事務局になってそういう調整をやれということであればそういう形で上下水道局やりたいと思いますので、関係各課今後とも協議をして整合性のある料金体系、業者関係をつくっていきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉 会) 10:52